



〈目次〉

町営バスの運休	1	湧別町強靱化計画 パブリックコメント	8
新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ		湧別町学校施設長寿命化計画 パブリックコメント	9
チュリップフェア観光協会 臨時職員募集	2	自殺対策強化月間	10
引っ越しに伴うゴミの出し方		遺跡保護のための事前協議	11
小型家電回収ボックス 利用方法	3	旅券（パスポート）の申請・交付	12
犬のフンを放置しないでください		海外救援金の受付期間延長	13
五鹿山スキー場ナイター営業終了	4	相互交流事業カナダ派遣 参加者募集	14
ソフトボール 新規登録チームの募集		交換留学事業 参加者募集	15
町営バス無料乗車券の交付申請	5	チュリップ生きがい大学の学生募集	16
町営住宅等 入居者募集		高齢者福祉入所施設 空き状況	17
新築住宅・中古住宅 購入補助	6	確定申告・住民税申告 申告期限延長	18
民間アパート・社宅 新築補助	7		

町内小・中・高校等の臨時休校に伴う町営バスの運休について

①住民税務課 住民生活G 2-5863

町内各学校の臨時休校により、町営バスを一部運休する場合があります。運休する場合は町ホームページにてお知らせしますので、利用される方は、事前に町ホームページをご確認いただくか、①住民税務課までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせを掲載しています

①総務課 広報・自治会G 2-2112

町ホームページでは、新型コロナウイルス感染症に関連する情報を掲載しています。随時更新されますので、最新情報をご確認ください。

【主な掲載内容】

- 町内行事・イベントの中止等
- 子育て支援センターや児童センターの休館
- 町公共施設の休止・利用時間の変更 など

【閲覧方法】

パソコン・スマートフォン等から「湧別町ホームページ」と検索するか、右のQRコード (<http://www.town.yubetsu.lg.jp/>) よりアクセスしてください。



チューリップフェア期間中の観光協会臨時職員を募集します

湧別町観光協会 8-7611

湧別町観光協会では、「2020かみゆうべつチューリップフェア」期間中の臨時職員を次のとおり募集します

【職 種】 総合案内および入園チケット販売、周遊バスガイド、球根予約受け付けなど

【募集人員】 10人程度

【雇用期間】 5月1日～6月上旬

※開花の状況により期間の延長や短縮をする場合があります。

【勤 務】 週6日勤務（ローテーションにより週1日休み）

午前7時45分～午後6時15分のうち8時間

※担当業務により出勤時間は異なります。

※勤務条件等詳細は、面接の際に説明します。

【賃 金】 ●総合案内またはチケット販売、球根予約受け付け：時給 900円

●周遊バスガイド：時給1,000円

※通勤手当あり。（2km以上の場合、距離に応じて支給）

【応募方法】 履歴書を4月10日（金）までに湧別町観光協会（役場湧別庁舎第2庁舎内）へ提出してください。

※履歴書は観光協会事務所に備えています。

【面接試験】 採用の可否は、面接によって決定する予定です。

面接日は応募者に後日通知します。

【問い合わせ先】 湧別町観光協会 Tel 8-7611

引っ越しに伴うゴミの出し方

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

これからの季節、転勤や進学などの引っ越しに伴い、たくさんのゴミが出ます。一度に大量のゴミが出る場合は、ゴミ処理施設に直接持ち込むか、何回かに分けてゴミを出してください。

ゴミステーション等に一度に大量のゴミを出すと、ゴミステーション等を利用している地域の住民に大変な迷惑がかかりますので、絶対にやめてください。

【ゴミの持ち込み先】

区 分	燃やすゴミ	燃やさないゴミ
施 設 名 (所在地)	えんがるクリーンセンター (遠軽町向遠軽 297 番地 1)	上湧別廃棄物処理場 (上湧別屯田市街地 614 番地の 1)
搬入料金	10kgあたり30円 施設内で精算してください	車両により、500円～12,000円 事前に直接搬入券を購入してください
連 絡 先	0158-42-3579	2-5863

小型家電回収ボックスの利用方法について

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

金やレアメタルなどの希少金属の再資源化を目的に行っている使用済み小型家電の無料回収ですが、回収ボックス内に小型家電の箱やケースといった回収対象外のものが多く投入されており、処理に大変苦慮しています。回収ボックスをには小型家電本体のみを投入されますようお願いいたします。

なお、ケーブルや充電器、キーボードやマウス等の付属品については回収の対象ですが、次のものは対象となりませんのでよくご確認ください。

【回収ボックスに投入できないもの】

●小型家電製品が梱包されている箱、説明書、ケースなど

→ゴミの分別ルールに従って排出をお願いします。

●小型家電に内蔵されているバッテリー、乾電池

→火災の原因になりますので、取り外しできるものは必ず小型家電からバッテリーを取り外してください。バッテリーの処分方法は、販売店またはお近くの家電小売店にお問い合わせください。

●事業所から排出される小型家電、携帯電話、パソコンなど

→町で設置している回収ボックスは、家庭から出る使用済み小型家電を回収するためのものなので、投入しないでください。

●家電リサイクル対象商品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）、ブラウン管を使用したパソコン用モニターなど

→販売店またはお近くの家電小売店にお問い合わせください（有料です）。

※回収対象となる使用済み小型家電は、町で配布している「ごみの分け方・出し方」のポスターや町ホームページ内の「ごみの区分け辞典」（http://www.town.yubetsu.lg.jp/70kurashi/02life/03gomi/gomi_jiten.html）にも掲載していますので、ご活用ください。



ごみの区分け辞典

犬のフンを放置しないでください

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

町には「犬のフン」に関する苦情が寄せられています。犬のフンが放置されることにより、地域の住民を不快にさせるだけでなく、衛生上も良くありません。

犬を散歩させるときは、公園や道路など公共の場所はもちろん、他人の敷地に犬のフンを放置しないで、回収袋等で持ち帰りましょう。

町をきれいにするためにも、飼い主の皆さまは飼育マナーの遵守をお願いします。

五鹿山スキー場ナイター営業終了のお知らせ

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として町内小・中・義務教育学校が臨時休校となったことに伴い、3月5日（木）より五鹿山スキー場のナイター営業を終了しました。現在の営業時間は次のとおりです。

【営業時間】 午前10時～午後4時

※ゲレンデコンディション等により変更となる場合もありますので
ご了承ください。

【問い合わせ先】 五鹿山スキー場 TEL 2-3111

ソフトボール協会新規登録チームを募集します

教育委員会 教育総務課 社会教育G 5-3132

湧別町ソフトボール協会では、町民の健康増進や交流親睦を目的として新規登録チームを募集しています。多数のチームの参加をお待ちしています。

【日 時】 6月～9月頃まで（月～金曜日）

※詳細な日程は申込後にお知らせします。

【試合】 一日1試合、午後7時30分試合開始

【会場】 上湧別ソフトボール場（上湧別農村環境改善センター横）

【チーム編成】 1チーム9人編成（男女問わず）

【参加資格】 町内在住または町内勤務の社会人の方

【試合方法】 ●試合イニング数7回もしくは開始から65分経過以降最終イニングとする。

●リーグ戦総当たり2ラウンドを予定。（雨天の場合は順延とする。）

●審判は試合の無いチームから3人出役する。（審判資格無くても可。）

【申込期限】 4月15日（水）まで

【その他】 移動中および競技中のケガ、事故、駐車場でのトラブルについては当協会側では一切責任を負いませんので、事前にスポーツ安全保険等に加入してご参加ください。

【申込先】 湧別町ソフトボール協会事務局 志鎌 TEL 090-8429-4977

町営バス無料乗車券の交付申請について

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

令和2年度の町営バス無料乗車券を交付いたしますので、利用される方は申請手続きを行ってください。ただし、保育所・小中学校へ通学するために利用されている方は、各学校等で取りまとめますので申請する必要はありません。

なお、重度心身障害者の方、満65歳以上の方も無料で乗車できます。乗務員に証明書（バス乗車証明書や介護保険被保険者証）を提示してください。

- 【対象者】 ●高校に通学するために利用されている方
●塾などの習い事のために利用されている方
●少年団活動のために利用されている方

【申請場所】 ㊦住民税務課、㊧福祉課、中湧別出張所（文化センターTOM内）、
芭露出張所（湧別町農業協同組合芭露支所内）

【申請に必要なもの】 ●印鑑 ●学生手帳（高校生のみ）

町営住宅等の入居者を募集します

㊦建設課 管理G 2-5869

【募集住宅】

団地名 (場所)	仕様	建設年度	面積	間取り	月額家賃	共益費 (月額)	主な設備等	募集戸数
すみれ団地 (上湧別屯田市街地)	世帯向	平成26年	72.87㎡	3LDK	22,700円 ～ 52,300円	500円	ユニットバス 灯油ボイラー	1戸

【入居資格】 ●公営住宅法により定められた所得制限を超えない方（世帯構成等により控除が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。）

- 国税・地方税・町に支払うべき使用料等を滞納していない方
●入居予定者が暴力団員でない方

●入居に際しては連帯保証人2人が必要です。また、家賃の2カ月分相当額を敷金として納付いただきます。

【申込方法】 ㊦建設課、㊧福祉課に備えている申込書に必要事項を記入のうえ、住民票・所得証明書・完納証明書など必要書類を添付してお申し込みください。

※1戸の住宅に2件以上のお申込みがあった場合は入居者選考委員会より意見を聴取して、町長が住宅困窮度を判定して入居順位を決定します。

【その他】 今回募集する以外にも、随時募集中の住宅もありますので、詳しくはお問い合わせください。

【申込期限】 3月24日（火）

【入居時期】 4月上旬からの予定

新築住宅と中古住宅の購入に補助をします

㊦建設課 管理G 2-5869

町では、町内に定住しようとする方の持ち家を奨励するため、住宅を新築する方または購入する方に対して補助金を交付します。

【事業期間】 4月1日～令和7年3月31日

- 【補助対象】**
- 自らが居住する目的で町内に住宅を新築または購入し、5年以上継続して当該住宅に居住する方
 - 相続・贈与等によって取得する住宅または移転補償の対象になる住宅に該当しない住宅
 - 3親等以内の親族から購入する住宅、別荘等で一時的に使用する住宅、賃貸住宅に該当しない住宅
 - 地方公共団体へ納付すべき税、使用料等の滞納（世帯員を含む）がない方
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない方
 - 世帯員のいずれかが所有する住宅に居住している方が、新築による建替えまたは購入とならないこと（世帯分離により転居し、住宅を新築または購入する方は対象になります。）
 - 過去に新築住宅および中古住宅の購入に係る本町の補助金を受けていない方

【補助金額・要件】 ※補助金額の1万円未満は切り捨て

区分	対象者	基本額	加算額		
			転入	高校生以下の子	分譲宅地購入
新築住宅	町民 (※1)	50万円	/	1人につき 30万円	/
	転入者 (※2)		50万円		購入費の1/2 (上限額50万円)

区分	対象者	基本額	加算額
中古住宅	町民 (※1)	購入に要した費用に10%を乗じた額 (上限額50万円)	高校生以下の子 1人につき30万円
	転入者 (※2)	購入に要した費用に20%を乗じた額 (上限額100万円)	

●新築住宅は、住宅部分の床面積が80㎡以上とし、かつ、全体の床面積の2分の1以上を自己の住宅とすること。

●購入に要した費用（消費税および地方消費税に相当する額を除く）は、購入費、土地取得費用および増改築を含む修繕費（町内業者施工に限る）とします。

※1町民：町内に居住し住所地として住民基本台帳法の規定による住民票に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠地としている方

※2転入者：補助金の申込時から遡って3年以内の期間に本町に居住していない方

【申請方法】 住宅の建設工事着手前または売買契約締結前に申請してください。

【問い合わせ先】 ㊦建設課 TEL 2-5869

民間アパートと社宅の新築に補助をします

㊦建設課 管理G 2-5869

町では、転入者および町内就業者等の定住環境の整備および雇用の拡大を促進するとともに、民間資金を活用した賃貸住宅の建設を推進するため、民間アパートと社宅を建設する方に対して補助金を交付します。

【事業期間】 令和7年3月31日まで

【補助対象】 ●民間アパート：各戸が個人または法人との賃貸借契約により入居する住宅
●社宅：自社の従業員が使用する住宅

【補助要件】 ●新築であること
●建築基準法に適合する、一戸建ての住宅・長屋・共同住宅（複合用途を含む）であること
●1棟に1戸以上の居住室があり、各戸に玄関・便所・浴室・台所・物置（屋外物置も可）を備えていること
●1戸あたり1台以上の駐車スペースがあること
●組立式仮設建築物のような簡易なものでないこと
●下水道または合併処理浄化槽に接続すること
●公共事業等により補償を受けるものでないこと
●所有者（法人の場合は法人の代表者）または所有者の2親等以内の親族は入居しないこと
●民間アパートの所有者は町内外の法人・個人を問いません
●社宅の所有者は法人であること
●宗教法人でないこと
●地方公共団体へ納付すべき税、使用料等の滞納（世帯員を含む）がない方
●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない方

【補助金額】 ※1戸あたりの補助金額です。

住戸形式	面積要件	町外業者（※1）施工	町内業者（※2）施工
1ルーム	20㎡以上	56万円	112万円
1LDK	30㎡以上	68万円	136万円
2LDK	45㎡以上	113万円	226万円
3LDK以上	55㎡以上	136万円	272万円

※1 町外業者：町内業者以外の建設業の許可のある法人または個人

※2 町内業者：町内に事務所を有し、建設業の許可のある法人または個人

【申請方法】 着手前（確認申請書提出前）に、事前に申込書を提出してください。

【問い合わせ先】 ㊦建設課 TEL 2-5869

「湧別町強靱化計画（素案）」について パブリックコメント（意見募集）を実施します

㊦企画財政課 企画G 2-5862

町では、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、自然災害等に備え、強く、しなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため、「湧別町強靱化計画」の策定を進めています。つきましては、計画の策定にあたり、次のとおり皆さんからのご意見を募集します。

【募集案件】 湧別町強靱化計画（素案）

【対象者】 ①町内に住所を有する方

②町内に事務所、事業所を有する個人、法人、その他の団体

③町内の事務所、事業所に勤務する方

④町内の学校に在学する方

⑤対象案件に利害関係を有する方

【資料の閲覧場所】 ㊦企画財政課、湧別庁舎（1階ロビー）、湧別・中湧別図書館、町ホームページ（<http://www.town.yubetsu.lg.jp/st/kikaku/pubcomkyojinka.html>）

【募集期間】 4月9日（木）まで

【提出方法】 指定様式に記入のうえ、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

①持 参：㊦企画財政課

②郵 送：〒099-6592 湧別町上湧別屯田市街地318番地
湧別町役場 企画財政課

③FAX：2-2511

④メール：kikaku@town.yubetsu.lg.jp

【提出様式】 「パブリックコメント手続意見書提出用紙」は資料の閲覧場所に備えてあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【留意事項】 ①ご意見等を提出する際は、氏名、住所および連絡先を必ず記載してください。 ※提出された方の氏名、住所は公表しません。

②閲覧場所および提出先は、それぞれ休館日が異なりますのでご注意ください。

③提出されたご意見等を、素案に反映できるかどうかを考慮したうえで、最終的な計画を決定します。

④提出されたご意見等は個別の回答を行わず、類似の意見をまとめ、町の考え方を後日公表します。

「湧別町学校施設長寿命化計画（案）」について パブリックコメント（意見募集）を実施します

教育委員会 教育総務課 学校教育G 5-3143

教育委員会では、学校施設の老朽化等を把握したうえで求められる機能を確保するため、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現した具体的な方針・計画として「湧別町学校施設長寿命化計画」を策定することとし、計画（案）について、皆さまからのご意見を募集しています。

【募集案件】 湧別町学校施設長寿命化計画（案）

【対象者】 ①町内に住所を有する方

②町内に事務所、事業所を有する個人、法人、その他の団体

③町内の事務所、事業所に勤務する方

④町内の学校に在学する方

⑤対象案件に利害関係を有する方

【資料の閲覧場所】 上湧別庁舎（1階ロビー）、湧別庁舎（1階ロビー）、文化センターさざ波、中湧別図書館、町ホームページ (<http://www.town.yubetsu.lg.jp/st/kyoikusomu/gakoshisetsutyoujumyokaplan2020.html>)

【募集期間】 3月26日（木）まで

【提出方法】 指定様式に記入のうえ、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

①持 参：教育委員会 教育総務課

②郵 送：〒099-6404 湧別町栄町219番地の1
湧別町教育委員会 教育総務課

③FAX：5-3710

④メール：kyoikusomu@town.yubetsu.lg.jp

【提出様式】 「パブリックコメント手続意見書提出用紙」は資料の閲覧場所に備えてあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【留意事項】 ①ご意見等を提出する際は、氏名、住所および連絡先を必ず記載してください。 ※提出された方の氏名、住所は公表しません。

②閲覧場所および提出先は、それぞれ休館日が異なりますのでご注意ください。

③提出されたご意見等は、計画案に反映できるかどうかを考慮したうえで、教育委員会の議決を得て最終的な計画を決定します。

④提出されたご意見等は個別の回答を行わず、類似の意見をまとめ、教育委員会の考え方を後日公表します。

3月は自殺対策強化月間です

健康こども課 健康相談G 5-3765

平成30年の自殺による死亡者数は全国で20,840人、紋別保健所管内では13人の方が自殺で亡くなっており、人口10万人に対する自殺死亡率は全道で最も高い地域です。

自殺は健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化などさまざまな要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。

自殺に追い込まれることなく、安心して生きられるよう、自殺を防ぐために社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。また、取り組みを実施するためには地域の皆さまをはじめさまざまな分野の人々や組織が密接に協力する必要があります。

自殺対策の基本理念 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

★自殺はその多くが追い込まれた末の死であること、その多くを防ぐことができる社会的問題です。自殺リスクを低下させるためには「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体が協力し合うことが重要です。

- 阻害要因の例：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など
- 促進要因の例：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力など

紋別保健所では、保健師や専門医が、こころの健康に心配のある方、飲酒やアルコール問題、ギャンブル問題などの悩みをお持ちの方の相談を受け付けています。心配のあるご本人だけではなく、ご家族や関係者の方も利用できますので、お気軽にご相談ください。

【相談・お問い合わせ先】紋別保健所 健康推進課 健康支援係 TEL 0158-23-3108



オホーツク地域の新たなイメージコンセプト「オホーツクール」

オホーツク地域は、たぐいまれな自然を有し、北海道の中でも農業や漁業の生産額、木材・木製品の出荷額はトップクラスと、豊かな食資源を誇り、多面的な魅力を持つエリアです。しかしながら、「流氷」「特急オホーツク」「オホーツク海」など、そのイメージは限定的であるともいわれています。

このため、この地域の魅力を国内外の多くの方々に知っていただき、観光、物産、移住定住などの地域の活性化につなげるため、オホーツク管内18市町村が共同で「オホーツクール」キャンペーンと銘打ち、イメージ発信しています。

～工事予定の場所は遺跡ではありませんか？～ 遺跡保護のため事前協議をお願いします

ふるさと館JRY・郷土館 2-3000

現在、町内には56カ所の遺跡（うち1カ所は北海道指定史跡）が確認されていますが、全てが看板などで現地に明示されているわけではありません。遺跡は文化財保護法で保護されているため、遺跡のある場所や面積が広範囲となる土木工事等開発事業を行う際には「事前協議」の手続きが必要です。

湧別の貴重な歴史資源を保護しつつ土木工事を計画的に進めるためにも、該当工事の計画段階で教育委員会へご連絡くださいますよう、ご理解とご協力をお願いします。

【事前協議が必要となる工事の例】

- 工事計画区域の全部または一部が、遺跡の所在地・地番などのいずれかに合致または接する場合
 - 工事計画区域の総面積が10,000㎡以上ある場合
- ※ここでいう工事には、工事内容・目的を問わず土地を掘削する行為全てが該当します。また、盛土・埋土も内容によっては該当します。
- ※計画区域には残地森林等土地の改変が予定されていない土地を含みます。

【遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の確認方法】

- 北海道教育委員会ホームページ「北の遺跡案内」を確認する
URL https://www2.wagmap.jp/hokkai_bunka/Portal
- 町ホームページ「埋蔵文化財」を確認する
URL <http://www.town.yubetsu.lg.jp/st/jry/maibun.html>
- ふるさと館JRY・郷土館（Tel 2-3000）へ問い合わせる

《事前協議とは？》

事前協議は、現在確認されている遺跡だけでなく、工事により新たに発見される遺跡の破壊や工事の停止を防ぐために必要な手続きです。



旅券（パスポート）の申請・交付について

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

湧別町に住民登録されている方の旅券（パスポート）の申請・交付は、上湧別庁舎で行っています。通常、申請から2週間で交付となりますが、祝日を挟む場合は日数がかかります。お急ぎの方はお早めに申請してください。

4月中の交付を希望の場合

【申請日】4月15日（水）まで

申請・交付の手続き

【申請・交付日時】月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
（※祝日は行えません。）

【申請・交付場所】㊦住民税務課（1階窓口）

【申請できる方】湧別町に住民登録されている方

【申請必要書類】●一般旅券発給申請書

※㊦住民税務課、㊧福祉課、中湧別出張所に備えてあります。
また、外務省ホームページから作成もできます（下記を参照）。

●パスポート規格の写真（6カ月以内に撮影されたもの）

●本人確認書類（運転免許証など。写真付きでないものは2点必要）

●印鑑（朱肉を使用するもの）

●戸籍個人事項証明（6カ月以内に発行されたもの）

※有効期限内の旅券をお持ちの方は不要

●前回取得した旅券がある場合は、その旅券

【受取必要書類】●手数料（収入印紙および北海道収入証紙を購入して持参）

●印鑑（朱肉を使用するもの）

※パスポート申請には、これまでの「申請書（手書き）」に加え、「ダウンロード申請書」による受け付けを行っています。

ダウンロード申請書による申請は、外務省のホームページのweb入力フォームに必要事項を入力、これをPDF形式でダウンロードのうえ、ご自宅等でプリントし、窓口に持参し申請するものです。

《外務省パスポート申請書ダウンロードのURL》

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>



海外救援金の受付期間延長について

④福祉課 福祉G 5-3761

日本赤十字社では、次の海外救援金を募集していましたが、引き続き支援が必要であることを踏まえ、救援金の受付期間を延長することになりました。引き続き皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

- 【救援金名称】 ①中東人道危機救援金
②バングラデシュ南部避難民救援金

【受付期間】 令和3年3月31日（水）まで
※役場への持参の場合は令和3年3月24日（水）まで

【受付口座】

(1) 郵便振替 ※郵便局窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除となります。

	口座加入者名	口座記号番号	通信欄
①	日本赤十字社	00110-2-5606	「中東人道危機」と明記
②			「バングラデシュ南部避難民」と明記

※受領証を希望される場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。

(2) 銀行口座 ※ご利用の金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。

口座名義	
①	中東人道危機救援金 ニホンセキジュウジシャ 日本赤十字社（次の3銀行共通）
	三井住友銀行 すずらん支店 (普) 2787740
	三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普) 2105745
	みずほ銀行 クヌギ支店 (普) 0623323
②	バングラデシュ南部避難民救援金 ニホンセキジュウジシャ 日本赤十字社（次の3銀行共通）
	三井住友銀行 すずらん支店 (普) 2787769
	三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普) 2105774
	みずほ銀行 クヌギ支店 (普) 0623404

※受領証が必要な場合は、振込先の連絡先に次の内容をご連絡ください。

- 救援金名
- 住所
- 氏名（受領証の宛名）
- 電話番号
- 寄付日
- 寄付額
- 振込金融機関名・支店名

日本赤十字社口座への連絡先（TEL: 03-3437-7081）

(3) 役場窓口への持参

受付窓口：④福祉課（日本赤十字社湧別町分区事務局）

⑤住民税務課、中湧別出張所

相互交流事業 カナダ派遣参加者募集（再掲載）

教育委員会 教育総務課 教育管理G 5-3143

湧別町の友好都市である、カナダ・ホワイトコート町への派遣事業を実施します。現地でホームステイしカナダの生活を体験しながら、友好を深める派遣交流事業に参加してみませんか。

◆中高生派遣

【派遣先】カナダ・アルバータ州ホワイトコート町ほか

【派遣予定期間】10月25日（日）～11月6日（金）の予定 12泊13日

- 【派遣対象者】
- (1) 町内に在住する中学生・義務教育学校後期課程生・高校生または湧別高校に在籍する生徒で、学校長が推薦する生徒
 - (2) 心身が健康で協調性に富み、規律ある行動ができる生徒
 - (3) 事前研修に参加し、帰町後、事業の成果を学校および地域活動で発揮することが期待できる生徒
 - (4) 保護者の世帯に国税、地方税および地方公共団体へ納付すべき使用料等の滞納がない生徒
 - (5) 過去に海外の友好都市に派遣されたことがない生徒
- ※ただし、湧別高校生で中学生時に派遣された生徒は、2回目の申し込みができます。

【募集人員】定員は10人以内で選考試験があります。

【申込方法】申込書に必要事項を記入し学校に提出してください。

【申込締切日】4月15日（水）

【経費の助成】渡航費用等おおよそ30万円程度かかりますが、そのうちの1/2以内を町が助成します。なお、湧別高校生は、北海道湧別高等学校存続対策事業実施要綱により全額補助されます。パスポート申請手数料は自己負担となります。

◆一般町民派遣

【派遣先】カナダ・アルバータ州ホワイトコート町ほか

【派遣予定期間】10月25日（日）～11月2日（月）の予定 8泊9日

※中高生と同日程での参加も可

- 【派遣対象者】
- (1) 町内に在住する町民
 - (2) 4月1日現在の年齢が18歳以上の町民
 - (3) 心身が健康で協調性に富み、規律ある行動ができる町民
 - (4) 事業の成果を地域活動で発揮することが期待できる町民
 - (5) 申込者の世帯に国税、地方税および地方公共団体へ納付すべき使用料等の滞納がない町民
 - (6) 過去に友好都市に派遣されたことがない町民
(交換留学事業および中高生派遣事業による派遣者は除く)

【募集人員】定員は2人以内で選考があります。

【申込方法】 申込書に必要事項を記入し、履歴書または身上書を添付のうえ、教育委員会教育総務課まで提出してください。なお、申込書は教育委員会教育総務課に備えてあります。町ホームページ (<http://www.town.yubetsu.lg.jp/st/kyoikusomu/>) からダウンロードできます。

【申込締切日】 4月17日（金）

【経費の助成】 渡航費用等およそ30万円程度かかりますが、そのうちの1/2以内（上限20万円）を町が助成します。なお、パスポート申請手数料は自己負担となります。

※令和2年度の相互交流事業は、カナダ派遣のみです。ニュージーランド派遣は、翌年10月下旬頃を予定しています。

※新型コロナウイルスの影響により、事業を延期または中止する場合があります。

交換留学事業への参加希望者を募集します（再掲載）

教育委員会 教育総務課 教育管理G 5-3143

【目 的】 湧別町とカナダ・ホワイトコート町およびニュージーランド・セルウィン町との間で交換留学生の派遣・受入れを行い、両町の友好関係を促進するとともに、国際交流および国際理解教育の推進を図ります。

【派遣先】 ①カナダ・ホワイトコート町
ヒルトップハイスクールまたはセントジョセフスクール
②ニュージーランド・セルウィン町
ダーフィールドハイスクール

【事業期間】 ①カナダ：8月下旬～12月上旬の期間で60日以上90日以内
②ニュージーランド：7月下旬～12月上旬の期間で60日以上90日以内

【派遣対象者】 次の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 本人および保護者が湧別町内在住者であり、
 - ①カナダ：湧別高等学校に在籍している生徒
 - ②ニュージーランド：湧別高等学校または町内の中学校・義務教育学校後期課程に在籍している生徒
- (2) 在籍する学校長が推薦する生徒
- (3) 健康で、協調性に富み、規律ある行動と団体生活ができる生徒であること。
- (4) 事前研修に参加することができ、帰町後、本事業の成果を学校および地域活動で積極的に生かし、本町の発展に貢献しようとする生徒であること。
- (5) 保護者の世帯に国税、地方税および地方公共団体へ納付すべき使用料等の滞納がない生徒であること。
- (6) 過去に交換留学事業に参加したことがない生徒であること。

（申込方法など 次のページ）

【申込方法】 学校にある申込書に必要事項を記入し、学校長に提出してください。

【定 員】 2人

【申込締切日】 4月9日（木）

【経費の助成】 次の費用は町が負担します。なお、旅費は例年30万円程度です。

《中学生・義務教育学校後期課程生》 ●旅費および保険料の半額

●月額1万円の生活費

《湧別高校生》 ●旅費および保険料の全額

●月額1万円の生活費

【その他】 基本的には派遣する生徒の家庭に留学生を受け入れていただくこと
になります。ただし、受入れ期間などご相談に応じます。

また、受け入れだけの家庭も募集します。ご協力をお願いいたします。
受入家庭にはホームステイ中の食費および通信費として、月額
2万円の生活費を支給します。ただし、受け入れだけをしていただ
ける家庭には、月額4万円を支給します。

※新型コロナウイルスの影響により、事業を延期または中止する場合があります。

「チューリップ生きがい大学」の学生を募集します

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

シニア世代のセカンドライフを楽しむ場である「チューリップ生きがい大学」では、令和2年度の学生を次のとおり募集します。仲間づくりや健康維持、さらには皆さんの豊かな経験や知識を生かす機会として一緒に活動してみませんか。

【入学対象】 町内にお住まいのおおむね60歳以上の方

【会 場】 文化センターTOM・さざ波（会場までの送迎バスがあります。）

【会 費】 年額2,000円

【主な内容】 ●講演会、施設見学、研修旅行、活動発表など（月1回程度）

●希望者はクラブ（合唱・カラオケ・大正琴・リズムダンス・書道）
に加入して活動することができます。（社交ダンスは休部中）

【申込方法】 ●現在入学されている方：3月27日（金）までに地区連絡員に会費
を添えてお申し込みください。

●初めて入学を希望される方：4月3日（金）までに教育委員会社会教育
課（TEL 5-3132）へお申し込みください。※年度途中でも入学できます。



町内の高齢者福祉入所施設の空き状況

☎福祉課 高齢介護G 5-3761

2月26日現在の町内高齢者福祉入所施設の空き状況等は次のとおりです。詳しくは各事業所へお問い合わせください。（現在の空き状況等は変更となっている場合があります。）

分類	事業所名	住所	電話番号	定員・室数	空床・空室	待機者		
						すぐに入居を希望する方	すぐに入居を希望しない方	合計
特別養護老人ホーム ※1	湧別オホーツク園	東	5-3660	40人	0	14	21	35
	湧別オホーツク園 リラの杜 ※3			20人	0	1	3	4
	湖水の杜 ※3	芭露	4-5525	20人	0	1	2	3
	湧愛園	上湧別 屯田市街地	2-3151	40人	0	10	20	30
	湧愛園ちゅーりっぷの里 ※3			20人	0	6	10	16
グループホーム ※2	上湧別館 ※3	中湧別北町	4-2070	18人	0	2	18	20
有料老人ホーム	小規模多機能 向日葵	中湧別東町	8-7725	22人	0	5	0	5
	リビングケア・オリーブ	中湧別中町	4-1760	1人用 13室	0	0	3	3
				夫婦用 2室	0	0	0	0
高齢者 賃貸住宅	在宅支援型住宅 湖水の杜	芭露	4-5525	5人	0	1	0	1
	ケアハウス来夢 ※4	上湧別 屯田市街地	4-1100	1人用 24室	0	12	11	23
				夫婦用 3室	0	1	3	4

待機者がいても空床・室数に空きがある施設については、入所できる場合がありますので各施設にお問い合わせください。

- ※1 入所するには原則要介護3～5の認定が必要な施設です。
- ※2 入所するには要介護認定が必要な施設です。
- ※3 地域密着型施設のため、湧別町民の方のみが入所できる施設です。
- ※4 日常生活で自立している方が入所できる施設です。（要介護者は入所できない場合があります。）

介護職員が不足しています

湧別福祉会（オホーツク園）、上湧別福祉会（湧愛園）では介護職員を募集していますので、ご興味のある方は湧別福祉会（Tel5-3660）、上湧別福祉会（Tel2-3151）にお問い合わせください。

確定申告・住民税申告の申告期限を延長します

㊤住民税務課 税務G 2-5863

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申告会場での感染防止のため、来場日時を分散できるよう確定申告等の申告期限が4月16日（木）まで延長されることになりました。

これに伴い、町内の会場においても**確定申告および住民税の申告期限を延長**します。また、申告による所得税の納付期限も同様に延長します。

【申告期間】 4月16日（木）まで

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時までを除く）
※正午～午後1時までは開設していませんので、ご注意ください。

【会 場】 ●上湧別会場（上湧別コミュニティセンター 図書室）：月・水・金曜日
●湧別会場（湧別庁舎 1階会議室）：火・木曜日
※ただし、**4月1日以降は上湧別会場のみ**となりますのでご注意ください。

【その他】 確定申告を自宅のパソコンやスマートフォンで申告書等の作成から印刷まで行うことができます。会場に出向くことなくオンラインで申告できるほか、印刷した申告書を紋別税務署に郵送で提出することもできますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページの確定申告等作成コーナー

令和元年分 確定申告特集

検 索

《 申告日程 カレンダー 》

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
-	上湧別	湧別	上湧別	湧別	上湧別	-
8	9	10	11	12	13	14
-	上湧別	湧別	上湧別	湧別	上湧別	-
15	16	17	18	19	20	21
-	上湧別	湧別	上湧別	湧別	春分の日	-
22	23	24	25	26	27	28
-	上湧別	湧別	上湧別	湧別	上湧別	-
29	30	31				
-	上湧別	湧別				

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			上湧別	上湧別	上湧別	-
5	6	7	8	9	10	11
-	上湧別	上湧別	上湧別	上湧別	上湧別	-
12	13	14	15	16	17	18
-	上湧別	上湧別	上湧別	上湧別	-	-
19	20	21	22	23	24	25
-	-	-	-	-	-	-
26	27	28	29	30		
-	-	-	-	-		

～申告される方へお願い～

発熱等の風邪の症状が見られるときには、無理に申告をしないで回復してから申告してください。